

松江市宿泊税制度周知業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

松江市宿泊税制度周知業務委託

2 目的

本市は、国際文化観光都市としての魅力を高め、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるため、令和 7 年 12 月以降に宿泊税を導入することとしています。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していただく特別徴収制度であることから、その円滑な導入にあたっては、宿泊客、事業者及び市民に対し、効果的な制度の周知を図っていく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものです。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 提案上限額

提案上限額は、6,786,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする

5 業務内容

別紙「松江市宿泊税制度周知業務委託仕様書」による

6 応募資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和 4・5・6 年度松江市競争入札参加資格（物品、業種：「企画・制作」）を有しており、令和 7・8・9 年度の資格申請済みであること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者にあつては更生計画の認可がされていない者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務づけられている租税公課を滞納していないこと。

7 選定スケジュール【予定】

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| (1) 実施要項等の提示 | 令和 6 年 12 月 20 日（金） |
| (2) 質問書の提出期限（提案者） | 令和 7 年 1 月 8 日（水）12 時まで（必着） |
| (3) 質問書に対する回答期限（発注者） | 令和 7 年 1 月 10 日（金） |
| (4) 参加意思表明書提出期限 | 令和 7 年 1 月 20 日（月）12 時まで（必着） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 1 月 31 日（金）12 時まで（必着） |
| (6) 一次審査（書面）の実施 | 令和 7 年 2 月 4 日（火） |
| ※5 者以上の応募があった場合 | |
| (7) 書面審査の結果通知（予定） | 令和 7 年 2 月 4 日（火） |
| (8) プレゼンテーション実施（予定） | 令和 7 年 2 月 7 日（金） |
| ※プレゼンテーションの時間については後日、通知する。 | |
| (9) 選定結果通知（内定通知） | 令和 7 年 2 月 10 日（月） |
| (10) 契約予定日 | 令和 7 年 2 月 21 日（金） |

8 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
- ・ 質問書（様式 1） **【提出部数：1 部】**
- (2) 提出期限：令和 7 年 1 月 8 日（水）12 時まで（必着）
- (3) 提出先：松江市財政部市民税課諸税係
- (4) 提出方法：持参・FAX・郵送・メールのいずれか
- (5) 企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。
- (6) 回答期限：令和 7 年 1 月 10 日（金） 市ホームページに掲載

9 参加申込み

- (1) 提出書類

- ・参加意思表明書（様式 2） 【提出部数：1 部】
- ・誓約書（様式 3） 【提出部数：1 部】
- （2）提出期限：令和 7 年 1 月 20 日（月）12 時まで（必着）
- （3）提出先：松江市財政部市民税課諸税係
- （4）提出方法：持参又は郵送
- （5）参加意思表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 4）を上記提出先へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

10 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、次の書類を紙媒体で指定する部数と、電子データ PDF（DVD-R にて提出）にて提出すること。書類は A4 両面とし、企画提案書は 10 枚以内とすること。なお、提出した書類は返却しない。

- （1）提出書類
 - ・募集申込書（様式 5） 【提出部数：8 部（本書 1 部、副書 7 部）】
 - ・事業者概要（様式 6） 【提出部数：8 部（本書 1 部、副書 7 部）】
 - ・企画提案書（様式 7） 【提出部数：8 部（本書 1 部、副書 7 部）】
 - ※企画提案書は任意様式で提出することも可能とする。ただし、様式 7 の記載項目ごとに記載すること。
 - ・業務実施体制（様式 8） 【提出部数：8 部（本書 1 部、副書 7 部）】
 - ・見積書（様式 9） 【提出部数：8 部（本書 1 部、副書 7 部）】
- （2）提出期限：令和 7 年 1 月 31 日（金）12 時まで（必着）
- （3）提出先：松江市財政部市民税課諸税係
- （4）提出方法：持参又は郵送

11 審査方法

松江市宿泊税制度周知業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

- （1）一次審査（書面審査）
 - 企画提案書の提出が 5 者以上の場合のみ実施する。
 - ア 実施日（予定）
 - 令和 7 年 2 月 4 日（火）
 - イ 実施方法

審査委員会が別に定める審査基準により書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから4者を選定する。ただし、評価順位が4位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和7年2月4日（火）（予定）に、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 実施日（予定）

令和7年2月7日（金）

※詳細は、2月4日（火）（予定）に電子メールで通知する。

イ 出席者

1者3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの方法

(i) プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること。

(ii) PowerPoint等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

(※モニター及びHDMIケーブルは発注者が用意する。)

(iii) 広報物のサンプルの提示（データ可）並びに国内外からの旅行者向けの効果的な周知広報の手法及び実施計画の提案を必須とする。

エ その他

(i) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

(ii) プレゼンテーションの時間は15分以内とする。

(iii) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

1.2 事業者の選定・審査・契約

(1) 選考方法と優先交渉権者の決定

ア 市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。

イ 評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

ウ 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査項目	審査の視点	配点
①全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がされているか。	10 点
	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10 点
②広報印刷物及びホームページ用バナーの制作	本市宿泊税制度の概要が分かりやすく伝わる提案がされているか。	10 点
	広報印刷物及びバナーの内容について、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がされているか。	15 点
③国内外からの旅行者向けの周知広報	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める独自の提案がされているか。	30 点
④運営体制	主担当やチーム体制が明確であるか。業務全般に柔軟な対応が可能か。	5 点
	企画から納品までのスケジュールについて、実現可能な提案がされているか。	5 点
⑤実績等	広告制作(ポスター等)及び広報の実績は十分か。	10 点
⑥価格	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5 点
計		100 点

(2) 審査結果

ア 審査結果については、プレゼンテーションを行った者全員に対し、2月10日(月)(予定)に通知する。

イ 松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

(3) 契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び仕様書、第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整の上、内容を決定する。

なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

13 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。

- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加又は修正等は認めない。
- (4) 提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 本事業の優先交渉権者には、契約の締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。なお、事業統括責任者及び連絡窓口担当者は受注者が担うこと。
- (7) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

14 応募及び問合せ先

島根県松江市末次町 86 番地

松江市財政部市民税課諸税係 担当：安達・平塚

電 話：0852-55-5154

F A X：0852-55-5545

E-mail：shiminzei@city.matsue.lg.jp